

DVによる生徒の心理的虐待を知った場合の事例（高等学校）

1 はじめに

児童虐待については、平成12年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が制定された。しかしそれ以降も、全国の相談件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を一層進める必要がある。児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には、虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人が適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

2 研修プログラム

(1) テーマ 児童虐待への対応の流れや対応方法

(2) 研修のねらい

児童虐待が疑われる子どもを発見したときの学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方について理解を深める。

(3) 研修の流れ（75分）

時間	活動内容	留意点
導入 10分	1 本日の研修のねらいを確認する。	○本研修の趣旨説明をする。 ○グループづくりを行い、進行係と記録係と発表係を決めるよう伝える。
展開 25分	2 〈ワークシート〉の事例について、具体的な対応の流れを考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。	
	3 記入した内容について、各グループで話し合う。	
30分	4 グループで話し合った内容を発表し、全体で共有する。	○対応について、全体で確認する。 ※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30.3）」の6ページ、11ページ参照
	5 支援や連携の仕方について考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。	○「本人に対して」「母親に対して」「父親に対して」「関係機関との連携」の四つの視点から考えさせる。
	6 記入した内容について、各グループで話し合う。	

	7 グループで話し合った内容を発表し、全体で共有する。	
まとめ 10分	8 振り返りとまとめをする。	<p>○研修を通して気付いたことや感じたこと等を〈ワークシート〉にまとめさせ、数人に発表させる。</p> <p>○虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、まず、同僚や管理職に相談し組織で対応すること、通告は支援の始まりであり、定期的に関係機関等と連絡を取り合うことが大切であることを押さえる。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容2を行う前に、教職員の実態に応じて、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30. 3）」の6ページや11ページを活用して、対応の流れについて、全体で確認するという流れも考えられる。 活動内容4の後、校内体制等について全体で確認するという流れも考えられる。 関係機関の職員を助言者として招き、適宜助言をいただくと効果的である。 	

〈ワークシート〉 DVによる生徒の心理的虐待を知った場合の事例（高等学校）

〈事例〉

父、母、本人 A（高2女子）、妹（中1）、弟（小6）の5人家族。学級担任は A に最近元気がないのが気になっていた。教育相談の時に心配していることを伝えると A は、昔から父と母はよく口喧嘩をしていたのだが、最近になって父が母に暴力を振るうようになったこと、先日は髪の毛を引っ張って引きずり回したり、蹴飛ばしたりしたことを教えてくれた。時には妹や弟にも暴力を振るうことがあるということだった。A は、「お母さんは『このことは他の人には言わないで』と言うんだけどもう見てもらえない」と涙をこぼしながら話してくれた。

- 1 この事例に対して、どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考えてみましょう。

2 この事例では、学校は児童相談所へ通告し、警察にも情報提供をしました。また学校は、母親に連絡して本人の学校での様子を伝えるとともに、家での様子を聞いたり子育ての相談に乗ったりする中で、少しずつ家での父親からの暴力の様子を話してもらえるようになりました。そこで学校は母親に、今後の生活のためにも配偶者暴力相談支援センター（以下支援センター）へ相談することを勧めました。その後女性相談所（支援センター）は母親から相談を受け、母親は一時保護へ、3人の子どもは児童相談所へ一時保護することにしました。母親が女性相談所の助言を受けて裁判所に申立てをしたことから、父親へ保護命令が出されました。その後母親は、3人の子どもと一緒に民間シェルターへ移り、就業・経済的自立のために必要な支援を受けながら生活していく準備を進めています。

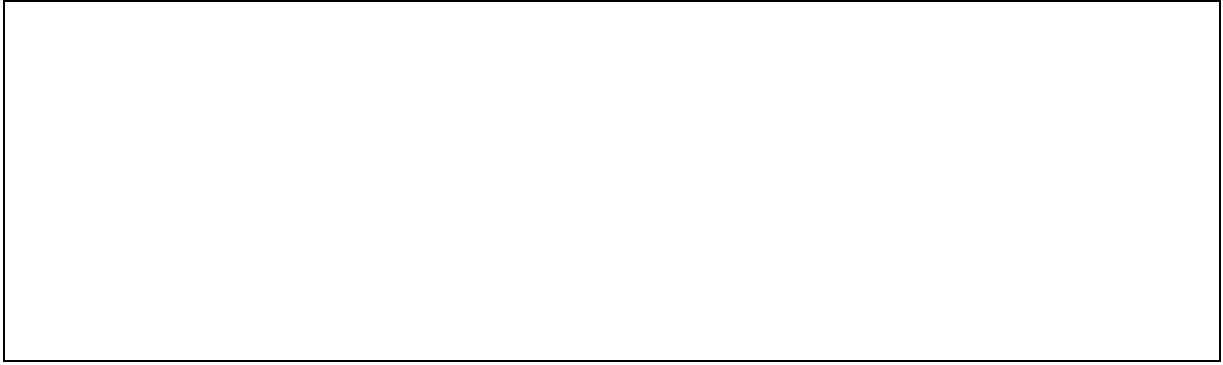
今後、本人や母親に対する学校の支援について、関係機関との連携についてどんなことが考えられますか。また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

「本人に対して」

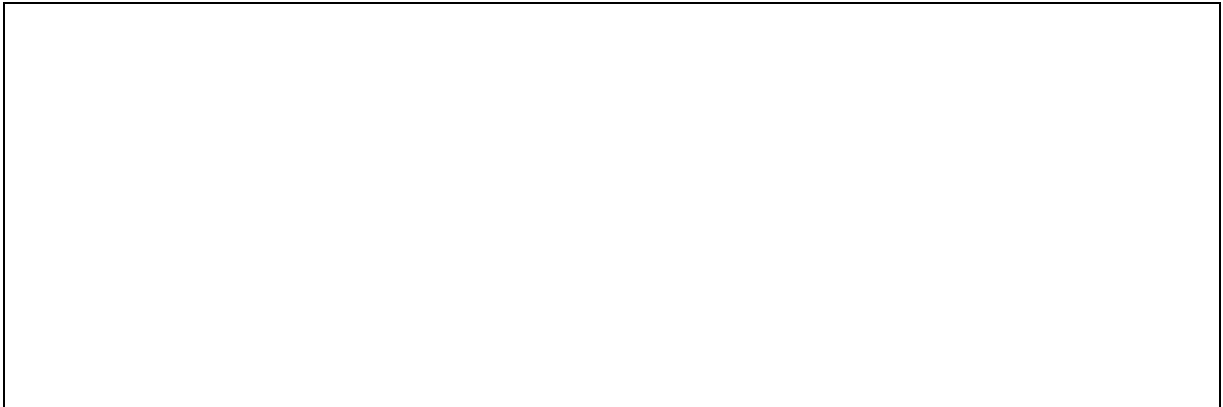
「母親に対して」

「父親に対して」

「関係機関との連携」



3 ふりかえろう



〈ワークシート〉 DVによる生徒の心理的虐待を知った場合の事例（高等学校）
（記入例）

〈事例〉

父、母、本人 A（高2女子）、妹（中1）、弟（小6）の5人家族。学級担任はAに最近元気がないのが気になっていた。教育相談の時に心配していることを伝えるとAは、昔から父と母はよく口喧嘩をしていたのだが、最近になって父が母に暴力を振るうようになったこと、先日は髪の毛を引っ張って引きずり回したり、蹴飛ばしたりしたことを教えてくれた。時には妹や弟にも暴力を振るうことがあるということだった。Aは、「お母さんは『このことは他の人には言わないで』と言うんだけどもう見てもらえない」と涙をこぼしながら話してくれた。

1 この事例に対して、どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考えてみましょう。

記録をつける

- 同僚や管理職に相談する。
- 校内組織会議を開く。
（メンバー例：管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任、人権教育担当、特別支援教育コーディネーターなど）
→情報を集める（市町村のDV相談窓口等）。
通告について検討する。
初期対応について検討する。
- 生徒に話を聞く。
- 妹、弟の通う学校に連絡を取り、情報収集に努める。

※記録の留意点について

- 学校での記録が、児童相談所等における判定時の資料や、支援のためのネットワーク会議である「要保護児童対策地域協議会」への貴重な情報となる。事実に基づいた正確な記録が必要。
- 根拠の記録
虐待を疑った根拠となる事象について具体的、時系列で記録
 - 子どもの訴えの記録
子ども自身からの訴えがあった場合は、
子どもの言葉で記録、表情や態度も記録
 - 情報の記録
直接、または伝聞の情報の区別
 - 保護者の話の記録
保護者からの電話や面談、日時や内容、様子を経過に従い具体的に記録
 - 傷やあざ等の記録
傷やあざについて保護者の許可を得ないまま写真を撮るのは避ける
ただし、既に保護者に介入し相談機関とともに見守り中の場合は、相談機関に連絡、対応を協議
もっとも有効な記録は医師の診断書、記録の際子どもに不安を与えない

2 この事例では、学校は児童相談所へ通告し、警察にも情報提供をしました。また学校は、母親に連絡して本人の学校での様子を伝えるとともに、家での様子を聞いたり子育ての相談に乗ったりする中で、少しずつ家での父親からの暴力の様子を話してもらえるようになりました。そこで学校は母親に、今後の生活のためにも配偶者暴力相談支援センター（以下支援センター）へ相談することを勧めました。その後女性相談所（支援センター）は母親から相談を受け、母親は一時保護へ、3人の子どもは児童相談所へ一時保護することにしました。母親が女性相談所の助言を受けて裁判所に申立てをしたことから、父親へ保護命令が出されました。その後母親は、3人の子どもと一緒に民間シェルターへ移り、就業・経済的自立のために必要な支援を受けながら生活していく準備を進めています。

今後、本人や母親に対する学校の支援について、関係機関との連携についてどんなことが考えられますか。また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

○「保護命令」について

被害者が配偶者等からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対し発令するもので、「接近禁止命令」「電話等禁止命令」「退去命令」があります。

- ・ 接近禁止命令 身辺へのつきまといなどを6か月間禁止するもの
 - ・ 被害者の子及び親族等も対象
- ・ 電話等禁止命令 電話・電子メール等を6か月禁止するもの
- ・ 退去命令 2か月間、住居からの退去を命ずるもの

いずれも再度の申立てが可能です。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※「配偶者からの暴力に悩んでいる方へ（岡山県男女共同参画推進センター）」より

○「民間シェルター」について

民間シェルターとは、民間のDV被害者支援団体によって運営されているDVを受けた被害者とその子どもなどが緊急一時的に避難できる施設です。民間シェルターでは、被害者の一時保護だけでなく、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者の多様な状況に柔軟に対応し、被害者の気持ちに寄り添ったきめ細やかな援助を行っています。

※「DV相談対応の手引き【平成22年4月改定版】

（岡山県県民生活部男女共同参画青少年課）」より

「本人に対して」

- ・ 児童生徒の一時保護中の生活指導や学習指導に関して、児童相談所と連携・協力を保つ。
- ・ 一時保護所の学習環境が指導要録上の出席扱いを認めることができるかを判断する。

など

「母親に対して」

- 一時保護中は児童相談所を通じて母親の動向や意向を確認しながら、今後の方向性について見通しを立てておく。
- シェルターへ移動後は、本人の学校での様子等について伝えたり、家庭での様子について聞いたりする。

など

「父親に対して」

- 全職員が、父親からの問合せ等への対応を共通理解しておく。
※通告したことで、父親から苦情を言われた際、次の点に留意して対応する。
 - ① 来校した時は必ず複数の教員で対応する。（子どもや母親の居場所を教えない等）
 - ② 学校が通告したか否かを論点にしない、させない。（学校が通告したかどうかを尋ねられた際は、「通告者の秘密を守るという法律の趣旨から、それについてはお答えできません」「一時保護は児童相談所の判断です。学校が決定したことではありません」等、状況に応じて対応する。）
- 父親から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、教育委員会等設置者や警察等に連絡しておく。 など

「関係機関との連携」

- ケース会議（校内ケース会議、要保護児童対策地域協議会ケース会議）を通して、市町村又は児童相談所等と情報交換し、情報共有に努める。
- 定期的に、又は状況の変化等に応じて市町村又は児童相談所等と連絡を取り合い、対応方針や留意事項を共通理解しておく。
- 妹、弟の通う学校と連絡を取り合い、情報交換をする。
- 父親が本人に接触を試みた場合の連絡先や対応の仕方について確認しておく。

など

3 ふりかえろう